こんにちは。日本共産党の

世界の宝 日本国憲法 2024.11.22 No.697

大名美恵子です

東海村村松 2401-2 電話·fax 284-0761 携帯電話 090-3961-8578 E-mail toukai@oona-mieko.info

ひたちなか・東海広域消防本部および笹野消防署が竣工し、内覧会が行われました。

業お知らせ▼

11月19日午後、庁舎竣工にあたり東海村議会むけ内覧会が行われました。庁舎内は白一色で、窓以外の仕切りでもガラス張りが多かったのですが、動きが見えやすくなっているとのことでした。また、





れを吸収することで建物に地震の揺れが 伝わりにくくなるという仕組みです。 建物には免震装置で吸収できなかった 地震の揺れば小人におるだけよのこと

免震建築で、免震装置の上に建物がのっています。地震時に免震装置が地震の揺

建物には免震装置で吸収できなかった 地震の揺れが少し伝わるだけとのこと で、説明された方は実際地震を経験し、あ まり感じなかったと言っていました。

新聞報道があった広域消防署内でのハラスメントについては、大変深刻で残念な事態と思われますが、詳細はまだ知るに至っていません。

12月2日からの茨城県の施策としての「**救急搬送における 選定療養費の徴収**」への対応もあり、何かと大変な状況になっていると思われます。



選定療養費とは・・・ 住民の病院利用において、「とりあえず大病院を受診」という傾向が強くなってきたとされ、平成 28 年度(2016 年度)から、紹介状を持たずに大病院を受信する場合には、一定の負担(選定療養費)を患者に求めることが義務化されました(改悪)。

救急搬送において選定療養費を徴収する茨城県の理由

近年、救急車の要請が増加傾向にあり、2023年は14万件を超え過去最多となった。その6割以上が一般病床数200床以上の病院に集中し、うち約半数は軽症患者が占め、中には緊急性の低いケースも見受けられる。さらに令和6年(2024年)からの医師の時間外労働の上限規制強化の影響もあり、今後、救急医療現場の更なるひっ迫が懸念される状況となっている。

このままの状況が続くと、真に救急医療を必要とする緊急性の高い患者に医療を提供できず、救える命が救えなくなる事態が懸念される。茨城県としては、重篤な救急患者の受け入れなど、大病院が本来の役割を果たし、本県の救急医療体制を維持するため、救急車で搬送された方のうち、救急車要請時の緊急性が認められない場合は、下記の対象病院において選定療養費を徴収することとする。

13,200 円 (筑波大学附属病院) 11,000 円 (総合病院土浦協同病院、筑波メディカルセンター病院) 1,100 円 (白十字総合病院) 7,700 円 (総合病院水戸協同病院 水戸赤十字病院 水戸済生会病院 茨城県立中央病院 水戸医療センター 日立総合病院 ひたちなか総合病院 茨城東病院 霞ヶ浦医療センター 筑波記念病院 筑波学園病院 龍ヶ崎済生会病院 JA とりで総合医療センター 牛久愛和総合病院 つくばセントラル病院 東京医科大学茨城医療センター 茨城県西部メディカルセンター 茨城西南医療センター病院)